

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社 齊藤造林

福島県喜多方市熊倉町雄国字八木沢道中乙562番地

2. 指名停止措置期間

平成27年3月20日から平成27年5月19日まで（2ヵ月間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

有限会社 齊藤造林は、関東森林管理局会津森林管理署長が平成25年7月3日に入札公告した小倉川林道外28改良工事及び中田付林道外16改良工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の有効期間が平成25年8月1日から平成25年9月11日までの間切れ、この期間については公共工事の入札及び契約に応じることができないにも関わらず、この期間内に上記工事を請け負った（平成25年8月6日の入札に参加し、平成25年8月8日及び平成25年8月26日に契約締結）として、平成27年1月26日に建設業許可部局（福島県）から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の14号ロ（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については2ヵ月間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（建設業法違反行為）

14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。

イ 当該部局の所属担当官

ロ 当該部局の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070